

# 令和3年度 彩の国動物愛護推進員活動補助事業補助金 ご利用方法について

埼玉県では、彩の国動物愛護推進員の活動補助として、彩の国動物愛護推進員が行う、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用の一部を補助する事業を実施しています。

## 1 対象となる猫

- ・埼玉県内（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く）に生息する猫で、飼い主がいないことを確認した猫（※飼い猫は対象外です。）

## 2 補助金の額

### ○不妊手術（メス）

- ・卵巣または卵巣と子宮の両方を摘出する手術 1頭につき 5,000円

### ○去勢手術（オス）

- ・精巣を摘出する手術 1頭につき 5,000円

※ただし、手術費用が5,000円に満たない場合は手術費用実費を限度とします。

※補助金の合計額は、原則として各年度1人あたり5万円を上限とします。

## 3 応募期間

- 毎年度の4月～5月（前期）と、10月～11月（後期）が受付期間です。

- 利用するには必ず期間中に生活衛生課に事前協議を行ってください。

## 4 手続きの流れ（①～⑤の手順）

### ①事前協議

まずは、以下の内容を記載した事前協議書（様式第1号）を生活衛生課に提出します。

- 猫の生息地域  その地域に生息している猫の推定数

- 手術実施予定期間  不妊・去勢手術を行う予定の猫の数

※事前協議の受付期間は毎年4月1日～5月31日、10月1日～11月30日です。

※事前協議書は、郵送又はE-mailにて右の問合せ先宛て提出してください。

電子様式の入手先：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/suisinninn-hojo.html>

※予算の執行状況により、申込みが多数の場合は申請頭数の調整をさせていただきます。

※事前協議だけでは申請は完了していません。事前協議後に必ず②交付申請を行ってください。

### ②交付申請

①の事前協議書を審査した後、「事前協議決定書」を郵送しますので、同封する次の書類を生活衛生課に提出してください。

- 埼玉県彩の国動物愛護推進員活動補助事業補助金交付申請書（様式第3号）
- 事業計画書（様式第4号）
- 誓約書（様式第5号）※飼い主がいないことの確認などを誓約

### ③手術実施

②の申請書等を審査した後、生活衛生課から「補助金交付決定通知書」を郵送します。

交付決定通知書の発行日の翌日以降から2か月以内が補助の対象期間です。交付決定前の手術は補助の対象外ですのでご注意ください。手術が遅れそうな場合は生活衛生課にご連絡ください。

#### ☆重要

- ・不妊・去勢手術時に、片方の耳端のV字カットを受けてください。
- ・手術前後の写真が必要です。手術後の写真は耳カットがわかるよう撮影してください。
- ・領収書の宛て名は交付決定を受けた推進員本人の個人氏名（団体名のみは不可）としてください。また、不妊・去勢手術に要した費用がわかるよう、内訳などを記載したものを受けてください。

### ④実績報告

予定していた手術の終了後、次の書類を提出してください。

- 埼玉県彩の国動物愛護推進員活動補助事業補助金実績報告書（様式第8号）
- 事業報告書（様式第9号）
- 領収書
- 猫の手術前と手術後の写真（V字カット実施済みがわかるもの）

### ⑤請求申請

④の実績報告書等を審査した後、生活衛生課から「補助金額確定通知書」及び「補助金請求書」を郵送します。請求書に振込口座等を記載して生活衛生課に提出してください。

提出後、10日ほどで指定の口座に補助金が入金されます。

- 埼玉県彩の国動物愛護推進員活動補助事業補助金請求書（様式第7号）

#### 【問合せ先】

埼玉県保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3612 FAX 048-824-2194

Email [a3600-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3600-02@pref.saitama.lg.jp)



申請様式は  
こちらから  
(県HP)

彩の国動物愛護推進員 補助金

検索